

第 48 回大阪府人権施策推進審議会 議事概要

(開催要領)

日 時： 令和 8 年 3 月 27 日(金) 午前 10 時から午前 11 時 10 分まで

場 所： マイドームおおさか 8階 第1・第2会議室

(ウェブ併用)

会 場 出 席： 金委員、辻委員、辻井委員、東委員

ウェブ出席： 有江委員、大久保委員、小林委員、武内委員、田村委員、妻木委員、若槻委員、岡田専門委員
(委員 11 名、専門委員 1 名)

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 会長の選任、会長代理の指名
- (2) 「人権問題に関する府民意識調査」の結果について
- (3) 「大阪府人権教育推進計画」の点検について
- (4) インターネット上の人権侵害解消推進部会報告について
- (5) その他

(議事録概要)

(1)会長の選任、会長代理、「インターネット上の人権侵害解消推進部会」の部会長、委員、専門委員の指名
委員の互選により、辻井委員が会長に選任され、会長より、東委員が会長代理に指名された。
また、「インターネット上の人権侵害解消推進部会」について、会長より、大久保 委員、辻 委員、的場 委員、
岡田専門委員が部会委員に指名され、あわせて辻委員が部会長に指名された。

(2)「人権問題に関する府民意識調査」の結果について

●事務局

今般とりまとめた人権問題に関する府民意識調査結果報告書の概略について報告させていただきます。

この調査については、昨年度の審議会でご審議いただいたとおり、5年前の前回調査項目を踏襲することを基本に、近年の社会情勢等を踏まえた内容で、また、前回の質問数と同程度とすることで検討しました。前の任期からご就任いただいている委員の皆様におかれては、調査項目の設計段階からご相談させていただき、お礼申し上げます。

なお、報告書本体は『参考資料5 「人権問題に関する府民意識調査」報告書』ですが、ページ数が多いため、報告書の内容を簡略化した『資料1 「人権問題に関する府民意識調査」の結果について』で説明させていただきます。

まず、この調査実施の方向性についてですが、先ほども触れましたように、今回の調査では、5年前の令和2(2020)年度に行った前回の調査結果と比較できるよう、前回調査の質問事項を踏襲しつつ、近年の人権をめぐる法律や条例の認知度及び課題認識の状況など、具体的な意識の把握を通じ、施策全般にわたって必要な情報を得る内容といたしました。続いて資料 1 ページ、調査の概要をご覧ください。

本調査は国勢調査のような「全数調査」ではなく「標本調査」になります。調査の実施にあたっては、令和 7 年

10月末現在で満18歳以上の府民を対象に、府内各市区町村の住民基本台帳データより、層化二段無作為抽出の方法で、調査対象者を抽出しました。その数は3,550人であり、これは5年前の前回調査(令和2年)、10年前の前々回調査(平成27年)と同じになります。

調査期間は昨年11月下旬から12月半ばまでであり、調査方法については、調査対象者へは枝問も含め全部で29の質問で構成される調査票を郵送し、回答については調査票を返送いただくか、調査票上のQRコードを読み込みオンラインで回答いただく方法としました。有効回答数は1,252であり、回収率は35.3%。これは前回と比較して約8ポイントの減少となりました。なおwebによる回答は前回調査から採用していますが、全回答に占める割合は前回の21.0%から今回は44.5%へと増加しています。

次に、回答者の基本属性について、回答者の性別と年代の割合はグラフのとおりとなっています。参考までに、府内の人口構成比と比べると、20歳台が5%程度少なく、50歳台と60歳台がそれぞれ7%程度多い構成となっています。ページ一番下の日常的によく利用するメディアについては、前回と比較してインターネットの割合が増えた一方で、それ以外の媒体であるテレビ、新聞、書籍・雑誌、ラジオの割合が減った点が特徴ととらえています。

続いて、資料2ページから最終17ページまでが、人権意識に関する質問項目である問1から問14の回答結果から抜粋したのになります。各ページ内のグラフは、前回調査結果と比べて増減が多いものなど、特徴的と思われるものについて、ピックアップしています。時間が限られていることから、ここでは全ての項目について触れることができないので、要点をご説明させていただきます。

まず、質問の全体構成についてご説明させていただきます。

調査票上の質問は8つの章で構成しており、資料2の3ページの第1章では個別の人権問題について知っているか、また、人権上、特に深刻と思うものはどれかを問うています。

3ページの第2章は、個別・具体の行為を挙げ、それらについて問題が現在あると思うかどうかを聞くものでございます。

4から5ページの第3章は住宅選びやパートナー選びといった場面において、どのようなことを重視するか、あるいは、採用面接において質問することが、問題が現在あると思うものはどれかを聞いています。

第4章は5から10ページにかけて、個別の人権問題の中でも障がい者、在住外国人、同和問題、性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害を取り上げ、具体的な行為などについて問題が現在あると思うかどうか、また、人権関係の法律や条例に関する認知度を問う内容となっています。

11ページの第5章では、人権や差別に関する基本的な認識を問うもの。

12ページの第6章は、行政が行っている施策に関する認知度を問うもの。

13ページの第7章は、学校における人権学習経験の有無を問うものになります。

最後の第8章は14ページから17ページで、人権侵害事象を見聞きしたことがあるか、またどんな経験をしたか、またそれらを見聞きしたときにどのような対応をしたかを問う内容となっています。

ここからは、調査結果の中から、前回調査との比較で特徴的なところについて報告する。

まず、資料に記載はありませんが、調査結果の全体的な傾向として、各質問のグラフのとおり、人権課題に対する認知度や認識、忌避意識などは前回調査結果と比べて大きく変わらないと認識しています。

その中でも注目しているのは次の点になります。資料5ページの間3-2、結婚相手・パートナーの決定の際に重視することについて、前回調査との比較では、「相手やその家族の宗教」がグラフの右端にあるとおり、7.9ポイント上昇している点が特徴となっております。個別の人権問題にフォーカスした第4章の中では、前回調査結果と比べて7ページの同和問題に関する問6、8ページの性的マイノリティに関する問7は全ての質問項目において、各々のグラフの右端にあるとおり、問題が現在「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計が低下しています。

また、7ページの同和問題問6については、えせ同和行為が行われることが7.1ポイント減、差別的言動をされることが5.6ポイント減、その他の項目もそれぞれ減少しています。

併せて、同和問題については、第4章の他の設問である障がい者・在住外国人・性的マイノリティ・インターネット上の人権侵害といった個別の人権課題に関する質問と比べ、グラフの右のほうをご覧くださいなのですが、同和問題については全項目で問題が現在あるかどうか「分からない」が20%を超えている点が特徴ではないかとみています。

その他、6ページ、在住外国人の人権問題に関する項目の問5では「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の合計が、「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれている」が8.9ポイント減、「行政の施策に意見が十分反映されないこと」が7.6ポイント減、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと」が7.3ポイント減と、5ポイント以上低下しているところも注目すべき点ではないかと考えております。

続いて、11ページの第5章、この章では、人権や差別をめぐるいろいろな考え方について調査対象者の認識を問うているところですが、前回調査との比較では、グラフの真ん中あたりの項目で、「どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ」が6.3ポイント上昇し、一方、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」が3.8ポイント、「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」が3.1ポイント低下しています。

資料1については以上となります。特徴的な点については、今後どう評価すべきか、深掘り、分析できればと考えているところです。最後に、この意識調査に関する今後のスケジュールについて概略を伝えさせていただきます。

来年度、この4月からは調査結果を基にした分析を行う予定です。分析にあたっては、委員の先生方に御協力いただきながら、分析結果やそれに基づく評価、分析結果に基づく施策の進め方などについて、後日、当審議会で報告・議論させていただくこととしています。分析途中で委員の皆様個別に意見聴取させていただくことがあるかもしれませんので、その際にご協力よろしくお願いいたします。

◎会長

ありがとうございました。事務局からの説明について、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。

○委員

経年比較ができるという非常に貴重な調査だと考えており、政策の効果などを考えるための基礎資料として使えるので有用だと思いますが、気になる点として、webでの回答というのが、かなり前回調査に比べて増えているという点でございます。これから詳細に分析されるということですが、一般的には、社会調査、こういうアンケート調査の場合に、全く同じ質問であっても、紙で回答するのと、webで回答するのでは内容が変わってくるということがわかっています。ですので、今後、詳細に分析されるときには、紙で回答したか、webで回答したかによって違いが出ていないかというところを少し注意いただきたいと思います。でないと、前回から時代として5年間の経過で回答内容が変化したのか、回答の仕方が変わったので変化したのかという見分けがつかなくなる場所がございます。この点を少し分析に加えていただければと思います。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございます。紙とwebの点で回答の内容が違うということにつきまして、そういった視点は大切だと気づかせていただきました。分析につきましては、4月以降になりますので、そういったところについても、ご協力いただきながら、考えていきたいと思っております。

(3)「大阪府人権教育推進計画」の点検について

●事務局

「人権教育推進計画の点検」について、ご説明させていただきます。

資料2-1「人権施策に係る条例・基本方針・推進計画の関係性について」をご覧ください。

まず、大阪府の人権施策の推進における「大阪府人権教育推進計画」の位置づけについて説明させていただきます。資料の右側をご覧ください。大阪府では、平成10年に制定した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」、及び平成13年に条例の具体化のために定めた「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、人権施策を進めてきました。基本方針では、人権施策の基本方向として、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に資する施策」の2つの施策について定めていますが、そのうちの「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進することを目的として、平成17年に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。また、この推進計画は、平成13年に定めた「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」の成果と課題を継承するものとして策定されました。さらに、資料左側にあります、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める、地方自治体の責務を果たすための基本計画としての性格も合わせ持つものです。

資料の右下にお戻りください。その後、平成27年に、10年間の計画期間の満了に伴い、推進計画の改定を行いました。改定後の推進計画は、計画期間の設定は行わず、推進計画のその後のフォローアップや点検については、「個別具体の施策の実施状況は、毎年度、大阪府人権白書「ゆまにてなにわ(施策編)」を取りまとめ公表する」、「国連や国の動向、府民のニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、3年ごとに内容を点検する」としました。推進計画の位置づけについては、以上です。

次に、今回の点検作業についてご説明いたします。資料2「大阪府人権教育推進計画の点検について」をご覧ください。先ほども述べましたとおり、推進計画では3年ごとの点検が定められています。前回の改定が令和4年9月であるため、令和7年度を点検時期として作業を進めてまいりました。

今回の点検ポイントとして、4つのポイントを設定しました。これは、前回点検時のものを踏襲するとともに、内容を精査したものです。なお、今回は基本方針の改定後ということもあり、基本方針の改定内容が反映されているか、といった点検ポイントもありましたが、前回改定時に反映されているため、今回は除外しています。

それでは、今回の点検ポイントについてご説明いたします。資料2の2ページ目をご覧ください。1つ目は、「国連や国の動向、府民のニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化について反映されているか。」という点です。令和7年6月に国の方で、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。これは第一次基本計画策定から23年ぶりの大規模改定であり、社会情勢の変化等を踏まえた要素が盛り込まれています。府の推進計画でも、国の基本計画(第二次)において社会的に深刻な問題となっているものや改めて取り組んでいくべきとされているものについて、記載を検討しています。例えば「インターネット上の人権侵害」については府の現行の推進計画でも記載がありますが、国の基本計画(第二次)同様、単一課題として取扱うのではなく、「課題横断的なもの」として位置づけます。また、この3年間で今までは見落とされがちであった属性の人々の権利や救済について、新たに基本法が複数定められました。このうち、性的指向等の理解増進に向けた理念法である「性の多様性理解増進法」が令和5年に施行されたことを受け、本法律に先んじて、同様の理念条例として令和元年に「性の多様性理解増進条例」を制定した大阪府としては、条例制定後に法律が制定された動向を注目すべき変化ととらえ、本法律を記載いたします。他にも、子ども基本法(令和5年4月)や認知症基本法(令和6年1月)、困難女性支援法(令和6年4月)などが制定されていることを点検しました。これらの法律についても、委員の皆様からのご意見をふまえて記載を検討いたします。

2つ目の点検ポイントは、現行計画の構成に「これまでの取り組みと評価」というものがあり、その記載が適当か。」という点です。前回の改定時に、「メディアリテラシーの育成」、「いじめの未然防止に向けて」、「研修の効果検証」の3項目について、新たに推進計画に追記しました。前回追記した理由としましては、まず、インターネット上において人権侵害事象が多く見られることを踏まえ、情報発信者のモラルや人権意識を高め、また、インターネットの利用者のメディアリテラシーを育成する取り組みを進めることを明記しました。次に、仲間

はずしや言葉・暴力によるいじめについて、重大な人権問題であるとし、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組みを進めることを明記しました。そして、研修の実施後は、その効果を検証し、見直しや改善につなげていくことが重要として、より効率的・効果的な研修となるよう、研修の効果検証のための取組みを進めることを明記しました。特にこれらの3つの項目についての大阪府としての取組みや、その評価を記載します。

3つ目の点検ポイントは、「この間の人権をめぐる状況の特徴」が現状を踏まえたものとなっているか。」という点です。推進計画の中には、「この間の人権をめぐる状況の特徴」について記載されているところがあります。今回の点検において、前回改定時からの社会的な変化などについて確認しました。国の基本計画(第二次)においては、例えば、障がい者であり外国人であるといったような、複数の属性が重複することに起因した差別を受けるなど、いわゆる複合差別による被害の深刻化について言及されています。また、外国人や障がい者をはじめ、すべての人がお互いを尊重し合い、差別や偏見なく暮らしていける社会の実現についても言及されています。こういった項目についても、推進計画の中に記載していきます。また、前述のとおり国の基本計画(第二次)の中で、インターネット上の人権侵害を課題横断的なものと位置づけることとしていますので、府の推進計画においても同様の取扱いとする予定です。このほか、新型コロナウイルスの影響など、現在では深刻度の下がった項目については、記載の見直しを行います。

4つ目は、「人権問題に関する府民意識調査の結果を踏まえた今後の取組みの方向性が記載されているか。」という点です。こちらについては、現段階では意識調査の結果が出たばかりであり、これから結果の分析を行うため、令和8年度にその分析内容を推進計画へ反映してまいります。点検ポイントについては以上です。

これらの点検ポイントを踏まえ、今回、推進計画の構成についても変更予定です。構成案については、参考資料として資料2-3「大阪府人権教育推進計画」構成の改定案」をお配りしております。

内容面での大きな変更点はありませんが、現行のものより視認性を高めるため、国連・国等の動きや大阪府の動きなどについて、新たに項目を起こして分かりやすくしたり、他の自治体を参考に図やレイアウトを工夫したりする予定です。

改めて、資料2の1ページ目をご覧ください。今後のスケジュールについては、資料に記載のとおりです。令和8年度上半期に府民意識調査の分析を行い、その分析結果を反映させた推進計画の改定案を作成後、委員の皆様には個別にご意見をお伺いいたします。ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。なお、改定は令和8年度末を予定しています。

以上、「大阪府人権教育推進計画」の主な点検内容についてご説明させていただきました。

◎会長

ありがとうございました。事務局からの説明について、ご意見やご質問を頂戴したいと思います。

(質疑・意見なし)

◎会長

それでは、この他、ご意見がございましたら、別途、事務局にお寄せいただけたらと思います。

最後に、議題4の「インターネット上の人権侵害解消推進部会報告」についてです。

本部会は、インターネット上の人権侵害に対する府の施策について、調査審議を行うため、令和5年11月に設置しています。

初めての審議会委員もいらっしゃいますので、設置の経緯等を含め、部会での審議の概要につきまして、事務局より報告をお願いします。

(4) インターネット上の人権侵害解消推進部会報告について

●事務局

それでは、資料3の、「インターネット上の人権侵害解消推進部会報告」についてご報告させていただきます。

まず資料3をご覧ください。これまでのインターネット上の人権侵害解消推進部会の審議経過等についてです。令和5年度に本部会を設置し、インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について答申をいただき、「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」を、令和6年度より施行しました。令和6年度以降は、指針の運用や改正についてご議論いただきました。このような経過をふまえ、今後の部会の方向性については、法的整理に係る審議について、一定の結論を得たことから、これまでの人権侵害情報の対応に加え、基本的施策である、インターネットリテラシーの向上に資する施策や相談支援体制の整備などへの効果的な手法等を審議していくこととしたいと考えております。

資料3-1から資料3-5まで、今年度で開催した部会で議論をおこなった報告となります。

まず、資料3-1をご覧ください。集団の規模が大きくなると、削除要請の対象から外れるという条例の運用についてですが、人格権侵害については、特定の個人の権利・利益が侵害されていなければ適用が困難ですが、「一般の理解により、特定の人・集団を連想させるような場合には、削除要請を行うことができるものと考えられる」と整理したものでございます。

次に、資料3-2をご覧ください。まず、条例第12条による削除要請についてです。2月末時点において、市町村およびネットハーモニーからの通報は、97件あり、いずれも、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案となっております。なお、31件については、すでに閲覧できない状態であることを確認済みです。また、過去に削除要請を行いました。再度要請をおこなったものは35件で、そのうち21件については、閲覧できない状態であることを確認済みです。2ページをご覧ください。条例第13条による説示助言についてです。今年度、削除要請を行ったものの、なお現存している案件のうち、発信者の特定が可能であった3名に対し、説示2件、助言1件、実施しました。本件は、同和地区の識別情報の摘示に関するものであり、説示・助言を行った56ページのうち、25ページについては閲覧できない状態であることを確認済みです。

資料3-3をご覧ください。インターネットトラブルの専門相談窓口「ネットハーモニー」における令和6年度の実績をお示ししております。新規受付件数が393件、相談を受け付けた延べ件数が599件でした。手法別では、電話が最も多く次いでSNSによる相談が多い傾向です。また、被害者からの相談が大半ですが、加害者からの相談もありました。侵害内容では、誹謗中傷が最も多くなっています。相談対応では、「助言」が最も多くなっています。2ページをご覧ください。令和7年4月から令和8年2月までの実績です。まず、新規受付件数が583件、延べ受付件数931件となっており、昨年度より増加しております。手法別では、SNSによる相談が最も多くなっております。以下については、令和6年度と同様の傾向です。3ページ以降は、「令和6年度年次分析報告書」より抜粋したものとなります。詳細は割愛しますが、「誹謗・中傷」「差別」「違法情報・有害情報」「その他」の4つのカテゴリーに分け、まとめております。4ページは、特徴的な事例として、相談の内容と対応をまとめております。5ページは、専門家相談の実施状況ということで、相談内容により相談を弁護士等の専門家や様々な課題に取り組む当事者団体等への専門家相談という仕組みを備えており、7件の弁護士相談を実施しております。

資料3-4をご覧ください。大阪府は、条例に基づき、教育・啓発の取組を継続的に実施しております。今年度より毎年2月を「人権侵害解消啓発推進月間」とし、効果的な啓発活動の展開と、関連施策との連携強化を図ってまいります。具体的な教育・啓発の実施状況についてですが、1のターゲティング広告については、SNS上で誹謗中傷や差別につながる可能性のある単語を投稿・検索した利用者に対し、注意喚起のメッセージを表示し、クリックした利用者を、府の啓発ページへ誘導する取組を行っています。今年度は、X、YouTube 及び LINE

において実施しており、表示回数やクリック数については、資料に記載のとおりとなっています。次に、2の啓発動画の放映についてです。SNS等の適切な利用を呼びかける啓発動画を府内の主要駅の屋外サイネージやJRの車内ビジョンで放映するものです。今年度は、大阪環状線の電車内ビジョンの放映とTOHOシネマズ梅田でのシネマ広告の放映を実施しました。2ページをご覧ください。3の出前講座等についてです。昨年度、審議会の先生より、「対象校や実施回数の内訳が見える形に改善すべき」とのご意見をいただきましたので、まず、資料3-4とともに、資料3-4(別紙)をご覧ください。

資料3-4(別紙)中の出前講座は、講義型とワークショップ型を実施しております。

講義型では、インターネットの持つ「匿名性」や「デジタルタトゥー」などの特性や、AI等の技術による「エコーチェンバー」「フィルターバブル」といったインターネット上の情報環境の偏りについて解説しています。また、ワークショップ型は、グループに分かれて対話を行う参加体験型学習を実施し、SNSでのトラブル事例からコミュニケーションのすれ違いや適切な付き合い方を学ぶ内容や各個人の見方の違いに気づき、ネット上での無意識の偏見による危険性を学ぶ内容となっています。出前講座についてですが、令和6年度は、学校向け29回、事業者等向け6回の計35回実施しました。昨年度、審議会の先生より、「時間的・人的な限界があるため、オンラインやアーカイブ方式を活用すべき」とのご意見をいただき、より多くの皆様に効率的に受講いただけるよう、今年度からオンデマンドによる出前講座を追加しました。その結果、令和7年度は学校向け46回、事業者等向け12回の計58回実施し、そのうちオンデマンドが18件での出前講座でした。

資料3-4にお戻りください。4のスポーツ組織と連携した啓発活動についてです。これまで、プロバスケットボールチームの大阪エヴェッサと連携・協力した啓発活動をおこなっております。令和7年度は、府内の小中高校生、約90万人に、専門相談窓口の情報を記載した啓発カードを配布しました。いつでもどこでも手に取ってもらえるよう、生徒手帳にも収まる大きさに工夫しております。

最後に資料3-5をご覧ください。「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針の改正についてですが、指針の改正を2点実施しました。1ページをご覧ください。1点目は、「私生活の平穩の侵害」について、東京高等裁判所における裁判例が確定したことを受け、指針の一部を改正しました。具体的には、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示については、一定の者にとって、私生活の平穩を侵害する行為に該当し得ると判断されるため、不当な差別的言動として削除要請の対象となる旨を、指針に追記するものです。次のページでは、総務省が策定した「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」を抜粋しておりますが、このガイドラインにおいても、関連裁判例として掲載されておりますので、参考に掲載しております。3ページをご覧ください。指針改正の2点目は、令和7年4月1日付けで情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことに伴い、法律名と条ズレを修正したものです。

事務局からの説明は以上です。

◎会長

ありがとうございました。

それでは、何か補足することがあればお願いいたします。

○委員

基本的にはご説明いただいた通りのところですが、昨年の部会でも一番議論になったのは資料3-1にあったような、いわゆる削除要請の対象者が、集団の規模を大きくなればなるほど、府としての削除要請の対象から外れるということについてです。それが果たして、良いのかというところが一番議論になったかと考えています。基本的には、人格権侵害というのが、個人の人格権というところに、紐づいており、削除要請を認められるには、その個人の人格が侵害されている、人格権が侵害されているというところが、裁判所の削除を認めるか

どうかの分水嶺にもなっています。そして、そうなった時に、集団の規模が大きくなればなるほど、その一人ひとり、そこに帰属する個人の権利侵害の程度というのは希釈化されていくという風な考え方がもともとあって、それは果たしてそうなのかどうか、あるいは、その府として、条例の中には、指導という点で、削除要請とは違う話もできるのではないかと議論になっていました。

その後、相談等に関しては、できる限り幅広くすくい上げられるような、いわゆる人権侵害について、一個一個、これは相談してもいいのかなという風にハードルを上げるのではなく、どんなことでもすくい上げるような相談体制を構築できればいいねというところから、ネットハーモニー等の相談件数が増えてきているというのを聞いて、安堵しているところです。ただ、これからもう少し、特に学校や中小企業等も含めて広報していくということが必要だと考えています。

◎会長

委員、ありがとうございました。

それでは、他の委員の皆さま、部会からの報告内容についてご意見をお願いいたします。

特に、相談支援や教育・啓発の実施状況について、意見をいただければと思います。

○委員

ネットハーモニーというのは、どのように相談を受け付けて、どのように広報をなさっているのか、素晴らしい取り組みだと思っておりますので、この点について、教えていただきたいと思っております。

●事務局

ネットハーモニーにつきましては、令和5年11月に開設したもので、この資料3-3の相談事業の実施状況についてご覧いただくと、基本的には電話、SNS、LINE相談、それからメール相談を中心に行っております。それから、広報につきましては、ポスターやチラシを配布したり、先ほど申し上げたように、府内の小中高、それから支援学校に、啓発カードという、名刺サイズのカードを90万枚配布しています。これはなぜ名刺サイズかと言いますと、生徒手帳にも収まるようなものということで、こういった周知活動をさせていただいております。

先ほど委員からのご指摘もありましたが、まだまだ周知活動をこれからも続けていかなければならないというのは認識しておりますし、その点についてはネットハーモニーとも協力しながら、啓発活動を行っているという状況です。特に最近、相談件数はすでに昨年度を大幅に上回っており、特に10代、20代の相談が増えていますので、こういう啓発活動を今後も実施していこうと認識しているところです。

○委員

ありがとうございました。ということは、基本的にはその啓発カードを配って、そこから連絡をしてもらうのを待つという形なのでしょうか。

●事務局

もちろんそういったこともございますし、当然困ったことがあれば、相談を受け付けるという形になりますので、ネットハーモニーをいかに周知していくのかということがポイントかと考えております。

○委員

窓口での相談とかもあるということですか。

●事務局

はい。窓口でも面接という形での相談があります。こちらは事前予約制になっておりますので、事前にお電話でネットハーモニーに相談いただいたうえで、面接という形になっております。

○委員

もうひとつ、弁護士につなげるという箇所があったのですが、どういうふうに弁護士相談につながっていくかということをちょっと教えていただけたらと思います。

●事務局

資料 3-3 の 5 番目の専門家相談のところかと思いますが、大阪弁護士会と、ネットハーモニーが連携しており、大阪弁護士会の弁護士の方をご紹介します相談していただくという方法で行っております。

○委員

弁護士会内でもあまり大きく広報されているものではなく、私もあまり存じ上げなかったのですが、その大阪弁護士会内には、人権擁護委員会というものがあり、その人権擁護委員会の中にヘイトスピーチ対策推進プロジェクトチームというのがある。そのチームの中に、被害救済弁護団という弁護団も組織されており、その弁護団で迅速に対応しなければならない事例もある。加害者の特定ができない、公的手続きにつなげられないというような事案もたくさんあります。そういった事例を相談者から相談を受けて取り組んだりしているところですが、より早く弁護士に相談していただけると、もっといろいろ救済できるところがあるのかなと思いますので、今後も連携を重視していただけたらなと思っています。

●事務局

ご意見ありがとうございます。連携について検討していきたいと考えております。

○委員

意見でも質問でもなくコメントになりますが、今の流れで言いますとネットハーモニーが LINE 相談をされているというのは非常に素晴らしい取組だと思います。人権相談に限らずに、若年層へのアプローチとしては非常に有効です。人権問題に関して、結構各自治体さんに講演に行ったりするのですが、まず LINE 相談をやられているところがない。これは非常に素晴らしい取組だと思いますので、今後も継続して力を入れていただきたいと思っています。

◎会長

他によろしいでしょうか。特にないようですので、先ほど申し上げましたように、これまでの議題を振り返って、質問、あるいは意見をお伺いしたいと思います。

(5) その他

○委員

インターネット関連で、例えば今回の報告でもありましたように出前講座ですが、中学校に比べると小学校が少ない感じがいたします。現在、非常にネット利用が低年齢化しています。例えば、文科省の統計でも、ネットいじめの件数が、かつては中学校の方がいじめは多かったですけれども、かなり小学校でもそれに迫るくらいになっていると思います。ですので、やはりこういう人権施策、教育について、中学校よりも、むしろ小学校の中高学年ぐらいから、力を入れていくべきではないかと思います。

もう一点、ネット上の人権侵害関連について、今後気をつけていかないといけないのが、例えばこれまでであ

れば、人権侵害の情報はネット上をモニタリングするというのが、どこの自治体でも結構されていると思いますが、ここ最近ではやはり AI が関わってきました。例えばグーグルを検索すると、AI が情報を提示してくれます。これが発信者の誤情報を出すということが出てきています。私自身で調べてみたところと言うと、同和地区の識別情報の摘示を行うアカウントで人権団体を思わせる名称を名乗るものがあり、それをグーグルで検索すると、これはどこそこの自治体が開設している人権擁護の組織だっという間違っった情報を AI 要約が出してきたんですね。これは非常に問題があって、例えば、児童生徒が、こんなものをネット上で出しているのはどういう団体なんだと思って調べると、「あ、これは自治体がやってるちゃんとしたところなんだ」っていう風に誤解してしまいかねない。これはネット上に限定される問題ではないので、加えて AI であるとか、そういうネットに関連するような情報通信技術に関しても範囲に含めていく必要がある。

そういう点を少し留意していただければと思います。以上でございます。

◎会長

ありがとうございます。ご意見をいただきまして、私もその通りだと思っております。特に、ネット情報を含め、いわゆる情報のリテラシーを高めていく取組が重要だと考えております。ほか、委員の方向かございませんでしょうか。

それでは、こちら議題につきまして以上でございます。先ほどの繰り返しになりますが、今日報告いただいた内容に質問等ございましたら、後日でも事務局にお寄せいただければと思います。

これで、本日の議題は終了いたしました。事務局に司会をお返しします。

●事務局

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。会長、議事進行ありがとうございました。

なお、事務連絡となりますが、人権施策推進審議会の規則改正により、令和8年度からの報酬が改定されます。詳細は後日お送りいたしますので、よろしく願いいたします。

また、次回の審議会予定ですが、必要に応じまして、改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、第48回大阪府人権施策推進審議会を終了します。

ありがとうございました。